

平成26年の最新改正まで対応した 4年ぶりの改訂新版！

公務員の 退職手当法詳解

第6次改訂版

■ 退職手当制度研究会 編著 ■

定価=8,640円(8%税込) A5判上製530頁 ISBN978-4-313-13386-0

【本書の特色】

- ① 国家公務員の退職給付水準の見直し等に係る退職手当法改正（平成24年法96号）、職員の在職期間中における公務への貢献度を的確に反映させるための退職手当の調整額の改定に係る同法の改正（平成26年法107号）施行に伴い、全面的に内容を見直し、大幅加筆した。
- ② 変化の激しい国家公務員法、独立行政法人通則法等の最新改正に対応！
- ③ 従来の「たて組」から、見やすい・使いやすい「よこ組」へとレイアウトを一新！



学陽書房

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-9-3
TEL. 03-3261-1111 FAX. 03-5211-3300 振替 00170-4-84240

【内容見本】

1 一般の退職手当

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は⁽¹⁾⁽²⁾、次条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に⁽³⁾⁽⁴⁾、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額⁽⁵⁾を加えて得た額とする。

【解説】

(1) 退職手当法による退職手当の種類は、次のとおり。



右のうち、「一般的の退」であり、「退職手当の基額」となる。「特別の退職手当」は、船員法及び雇用保険法による失業等給付に必要なもので、一般的の退

72 第2編 第2章 一般の退職手当

（俸給が日額で定められている者については、俸給の日額の21日分に相当する額。以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間⁽³⁾を次の各号に区分して、該当各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額⁽⁴⁾とする。

- 1 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 2 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 3 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 4 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 5 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の120

（前項に付する記号については、（一）～（五）のほか、（六）は病気（以下「傷病」とい

ており、退職手当の官民の均衡が図られているところである。

また、国家公務員の退職手当制度・仕組み等の見直しに当たっては、人事管理上の要請、公務部内の実情、均衡等を総合的に勘案することが必要である。

(3) 退職手当の基本額は、勤続期間と退職理由との組合せによる退職事由に応じて3段階（法第3条から第5条まで）に区分されている。これは、勤続期間又は退職理由を基準として功績・功労の高さを評価し、これに応じての取扱いを異にしていることによるもの。

自己の都合による退職等の場合の退職手当の

- 号による分限免職等に限る）
(イ) 11年未満勤続の公務外死亡、通勤（災害）による定めのない職の事務都合退
(オ) 11年未満勤続の定年、応募認定（法第8条の1）
任期終了等
(カ) 11年未満の定年の定めのない職の事務都合退
都合による定年前退職
なお、(イ)～(カ)については、法第3条第1項においては、各退職理由の詳細については、法第4条の2) 退職手当の算定の基礎となる俸給月額の取扱
の解説4(a)を参照されたい。
(3) 勤続期間の計算については、法第7条の解説4(b)を参照されたい。
(4) 合計額の算出方法を、一例をとつて示すと
〔例示〕 勤続期間22年、（通勤によらない）公務

〔例示〕 勤続期間22年、（通勤によらない）公務

公務員の退職手当法詳解【第6次改訂版】

もくじ

第1編 総説

- 第1章 退職手当の性格
- 第2章 退職手当の沿革
- 第3章 退職手当の法制

第2編 逐条解説

- 第1章 総則
- 第2章 一般の退職手当
- 第3章 特別の退職手当
- 第4章 退職手当の支給制限等
- 第5章 雑則
- 第6章 附則
- 第7章 改正法律の附則等

第3編 特別法令の解説

- 第1章 國際機関等に派遣される一般職の國家公務員の待遇等に関する法律
- 第2章 國際機関等に派遣される防衛省の職員の待遇等に関する法律
- 第3章 国と民間企業との間の人事交流に関する法律
- 第4章 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律
- 第5章 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律
- 第6章 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律
- 第7章 教育公務員特例法
- 第8章 国家公務員の育児休業等に関する法律
- 第9章 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律
- 第10章 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律
- 第11章 災害対策基本法施行令
- 第12章 大規模災害からの復興に関する法律施行令

第13章 防衛省の職員の給与等に関する法律

第14章 最高裁判所裁判官退職手当特例法

第15章 沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令

第16章 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

第4編 関係事項

- 第1章 退職手当と端数計算
- 第2章 退職手当と時効
- 第3章 退職手当と会計法上の取扱い
- 第4章 退職手当と差押え等

附録

- 1 国家公務員退職手当支給率早見表
- 2 国家公務員退職手当制度の変遷
- 3 公庫等への出向歴を有する者の退職手当の計算方式の変遷
- 4 定年制度施行関連退職手当の取扱い
- 5 支給制限・返納等の対象者の類系図
- 6 退職手当の支払と返納・納付の流れ

●取扱店